

町長	副町長	課長	主幹	担当	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・打合せ ・協 議	文書番号	2121=302=
		決裁期日	令和 5 年 9 月 26 日
名 称	第 13 回 入札参加者指名選考委員会		
日 時	令和 5 年 9 月 26 日 (火) 13 時 30 分～14 時 10 分		
場 所	審議室		
出席者	委員長：副町長 委 員：会計課長、建設水道課長、企画商工観光課長 担当課：町民生活課長、建設水道課長 事務局：財政管理班主査		
内 容	◎協議事項 1. 指名業者選考について 町民生活課 《役務の提供》 ・扇町団地屋根軒天修理 建設水道課 《工事》 ・島津公園ネットフェンス補修工事 7 者を選考していたが、C 等級の簡易な工事のため(株)アラタ工業、高橋建設(株)を抜き 5 者とする。 ・若草橋補修工事その 2 2. 指名停止について 令和 5 年 9 月 12 日執行された自治体セキュリティ強靱機器について、株式会社コンピューター・ビジネスが落札したが、落札後、入札金額に錯誤があり落札を辞退したい旨申し出があり、民法第 95 条の規定による「表示上の錯誤」に当たるとして錯誤により同日書面協議にて無効とした。 指名競争入札参加者の指名及び指名停止、入札参加排除に関する基準の第 2 章 指名停止及び入札参加排除の基準の第 2 基準（競争入札参加排除）第 1 項第 5 号政令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当する場合に該当するか審議をした。		

地方自治法施行令第167条の4第2項第5号では「正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。」とあり、入札執行日同日に、理由を付した辞退申出書を持参しており「正当な理由がなく」には該当しないと判断し、第1基準（指名停止）第1項 停止理由及び停止期間第11号「不正又は不誠実な行為をし、契約の相手として不適当と認めたとき」に該当するものとし、期間は当該認定した日から1箇月以上9箇月以内なため、1箇月と決定する。

以上、担当課より説明し、決定。